

28 陳情 第 4 号	新宿区職員執務室の個室等の除去を求めることに関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 12 月 3 日受理、平成 28 年 2 月 25 日付託
陳情者	埼玉県北葛飾郡杉戸町_____

(要 旨)

- 1 新宿区役所及びその関係機関並びにこれらの出先機関等における新宿区職員の執務室を、一律大部屋にすることを求める。
- 2 1 に際し、区長をも含む要職及び特定の部署の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築を求める。

(理 由)

- 1 不正等を予防し、新宿区政を開けたものにし、健全な発展をさせるためには、新宿区職員の執務室を一律大部屋として開放すべきである。
- 2 予てより、全国的に官公庁の要職及び特定の部署は、機密情報を扱う事を理由に、個室又は孤島の要塞に籠り、人目につかぬところで、ろくでもない執務態度を日々横行させている職員が多いことが問題視されている。
- 3 機密の保持と、大部屋での執務を回避し、又は人目につかぬところで楽をすること若しくは怠けることとは、全く別問題である。
- 4 多くの官公庁で、むしろ、人目につかぬところでこそ、職員の執務様態不良故、個人情報等の不当な取扱い、その他の不正が発生している。